議員提出議案第1号

厚木市議会委員会条例の一部を改正する条例について

厚木市議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月18日提出

提出者	厚木市議会議員	Ш	П		仁
賛成者	司	奈	良	直	史
	司	岩	﨑	_	弥
	司	望	月	真	実
	司	白	JII	美作江	
	司	名	切	文	梨
	司	瀧	П	慎太郎	
	司	松	田	則	康
	司	井	上		武
	同	栗	Щ	香仁	七子

提案理由

厚木市部等設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項を改めるため、本 条例の一部を改正する。

厚木市議会委員会条例の一部を改正する条例

厚木市議会委員会条例(昭和 42 年厚木市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表総務企画常任委員会の項中「市長室、政策部」を「企画部」に改め、同表市 民福祉常任委員会の項中「福祉部、市民健康部、こども未来部、協働安全部」を 「市民福祉部、健康こどもみらい部」に改め、同表環境教育常任委員会の項中「環 境農政部、教育委員会」を「市民交流部、環境農政部、教育部」に改め、同表都市 経済常任委員会の項中「産業振興部、まちづくり計画部、都市整備部及び道路部」 を「産業文化スポーツ部、都市みらい部及び都市インフラ整備部」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の厚木市議会委員会条例の規定による常任委員会で審査中又は調査中の事件は、改正後の厚木市議会委員会条例の規定により その事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。